

青森県小規模水道規制条例施行規則（新旧対照表）

新条文	旧条文
（定期及び臨時の健康診断） 第十一条 条例第十条第一項の規定により行う定期の健康診断は、<u>年一回</u>以上、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して行うものとする。 2～4 略	（定期及び臨時の健康診断） 第十一条 条例第十条第一項の規定により行う定期の健康診断は、<u>年二回</u>以上、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して行うものとする。 2～4 略